

第55期 定時株主総会 招集ご通知

日時

2019年6月18日（火曜日）
13時00分（受付開始：12時30分）
※昨年と時間を変更しておりますのでご注意ください。

場所

東京都千代田区丸の内二丁目4番1号
丸の内ビルディング7階 丸ビルホール

決議事項

- 第1号議案 取締役11名選任の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 剰余金処分の件
- 第4号議案 役員賞与支給の件

株主の皆様へ

平素より株式会社ナガワに対し格別のご厚情を賜り、誠に有難う御座います。
1966年に創業して以来、ユニットハウスの代名詞ともいえる「スーパーハウス」とともに成長してまいりました。
近年では多様化するお客様のニーズにお応えすべく、モジュール・システム建築を取り入れ、「No.1軽量鉄骨
ゼネコン」となるべく積極的に取り組んでおります。

また、当社は「明るく・元気に・前向きに」という経営理念のもと、誠実な経営を通してお客様と地域社会から信頼される企業づくりを目指しております。

第55期には営業所の増設、社員教育制度の改革による有資格者の創出というハード・ソフト両面での改革を行い、よりお客様のニーズにお応えできる体制づくりに取り組んでまいりました。

今後もナガワはグループ全員の力をひとつに結集し、全てのステークホルダーの皆様から信頼される企業として、成長を続けてまいります。

株式会社ナガワ代表取締役社長 高橋 修

グループキーワード2019年度 経営理念

「明るく」「元気に」「前向きに」

全員安打

目次

第55期定時株主総会招集ご通知	2
議決権の行使方法のご案内	3
株主総会参考書類	
第1号議案 取締役11名選任の件	4
第2号議案 定款一部変更の件	11
第3号議案 剰余金処分の件	12
第4号議案 役員賞与支給の件	13
(添付書類)	
事業報告	14
計算書類	34
監査報告	54
株主総会会場ご案内図	巻末



株主各位

2019年6月3日
東京都千代田区丸の内1丁目4番1号
株式会社 ナガワ
代表取締役社長 高橋 修

第55期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第55期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年6月17日（月曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2019年6月18日（火曜日）13時00分（受付開始：12時30分） ※昨年と時間を変更しておりますのでご注意ください。
2 場 所	東京都千代田区丸の内二丁目4番1号 丸の内ビルディング7階 丸ビルホール (末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3 目的事項	報告事項 1. 第55期（2018年4月1日から2019年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第55期（2018年4月1日から2019年3月31日まで） 計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 取締役11名選任の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 剰余金処分の件 第4号議案 役員賞与支給の件

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

<https://group.nagawa.co.jp>

議決権の行使方法のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様が当社の経営に参画していただくことができる重要な権利です。以下をご参照のうえ、いずれかの方法にてご行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権の行使には、以下の2つの方法がございます。

株主総会に出席



議決権行使書を会場受付にご提出ください。(捺印は不要です。)

株主総会開催日時

2019年6月18日(火)
13時00分

議決権行使書を郵送



議決権行使書に各議案の賛否をご表示のうえ、ご投函ください。

行使期限

2019年6月17日(月)
午後5時まで

議決権行使書のご記入方法のご案内

議 決 権 行 使 書 株式会社ナガワ 御中														
株主総会日 年 月 日	議 決 権 の 数 個	議 案 原 案 対 する 賛 否												
<table border="1"><tr><td>第1号議案</td><td>賛</td><td>否</td></tr><tr><td>第2号議案</td><td>賛</td><td>否</td></tr><tr><td>第3号議案</td><td>賛</td><td>否</td></tr><tr><td>第4号議案</td><td>賛</td><td>否</td></tr></table>			第1号議案	賛	否	第2号議案	賛	否	第3号議案	賛	否	第4号議案	賛	否
第1号議案	賛	否												
第2号議案	賛	否												
第3号議案	賛	否												
第4号議案	賛	否												
基礎日現在のご所有株式数 株 議 決 権 の 数 個														
お 願 い														
1. 〇														
2. 〇														
3. 〇														
切 取 り 總														
株式会社ナガワ														

こちらに、各議案の賛否をご表示ください。

【第2、3、4号議案】

賛成の場合：「賛」の欄に○印
反対の場合：「否」の欄に○印

【第1号議案】

全員賛成の場合：「賛」の欄に○印
全員反対の場合：「否」の欄に○印
一部の候補者を反対される場合：

「賛」の欄に○印をご表示のうえ、反対される候補者の番号を（ ）内にご記入ください。

※当日ご出席の場合は、議決権行使書の郵送による議決権行使のお手続は不要です。

株主総会参考書類

第1号議案 取締役11名選任の件

本株主総会終結の時をもって、取締役全員（9名）が任期満了となります。つきましては、経営体制の強化を図るため取締役2名を増員することとし、取締役11名（うち社外取締役3名）の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における現在の地位及び担当	属性
1	高橋 修	代表取締役社長	再任
2	井上 俊範	常務取締役	再任
3	菅井 賢志	常務取締役	再任
4	新村 亮	常務取締役	再任
5	高橋 学	常務取締役	再任
6	久納 正義	取締役	再任
7	山本 敏朗	取締役	再任
8	濱野 新大	企画室部長兼海外事業推進室長	新任
9	木之瀬 幹夫	取締役	再任 社外 独立
10	猪岡 修治	取締役	再任 社外 独立
11	西田 英樹	—	新任 社外 独立

取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

当社は、経営陣幹部の選任と取締役候補の選任を行うに当たっては、役割に応じた必要な能力、経験、人柄等を検討し、取締役会において決定しております。また、監査役候補の選任を行うに当たっては、役割に応じた必要な能力、経験、人柄等を検討し、監査役会の同意を得て、取締役会において決定しております。

1 ^{たか} ^{はし} **高橋** ^{おさむ} **修** 所有する当社株式の数 在任年数 当事業年度取締役会
 (1962年6月24日生) 2,010,040株 21年 出席回数
 16回/16回



再任

【略歴、当社における地位及び重要な兼職務の状況】

1985年 4月	富士通株式会社入社	2008年 6月	代表取締役社長
1988年 1月	当社入社	2012年 6月	PT.NAGAWA INDONESIA INTERNATIONAL代表取締役社長
1995年 4月	企画室課長	2012年10月	NAGAWA (THAILAND) CO.,LTD.代表取締役社長
1998年 4月	製造部次長兼企画室次長	2014年 4月	PT.NAGAWA INDONESIA INTERNATIONAL取締役 (現任)
1998年 6月	取締役企画室長		NAGAWA (THAILAND) CO.,LTD.取締役
2002年 4月	専務取締役第一営業本部長	2016年 4月	代表取締役社長兼管理本部長
2004年 3月	株式会社建販代表取締役社長	2018年 2月	NAGAWA OY CONSTRUCTION Co.,Ltd.取締役 (現任)
2004年 6月	代表取締役社長管理本部管掌	2018年 4月	代表取締役社長 (現任)

■取締役候補者とした理由

2004年6月に代表取締役社長に就任して以来、グループ全体の経営の陣頭に立ち、適正に職務を遂行し、着実に成果を上げ、その職務を十分に果たしており、今後も、最高経営責任者（代表取締役）として、当社グループの成長・発展に寄与することが期待できると判断したため、引き続き取締役候補者となりました。

2 ^{いの} ^{うえ} ^{とし} ^{のり} **井上** **俊範** 所有する当社株式の数 在任年数 当事業年度取締役会
 (1962年8月9日生) 4,100株 11年 出席回数
 16回/16回



再任

【略歴、当社における地位及び重要な兼職務の状況】

1985年 4月	大和工商リース株式会社 (現大和リース株式会社) 入社	2011年 4月	取締役営業本部長
2005年 5月	当社入社 営業開発部次長	2011年 6月	常務取締役営業本部長 (現任)
2005年10月	営業本部次長		
2008年 4月	製造本部長		
2008年 6月	取締役製造本部長		
2010年 4月	取締役製造技術本部長		

■取締役候補者とした理由

当社グループ内で製造技術・営業領域の業務を担当するなど豊富な経験と幅広い見識を有し当社の取締役を務め、適正に職務を遂行し、着実に成果を上げ、その職務を十分に果たしており、今後も取締役として、当社グループの成長・発展に寄与することが期待できると判断したため、引き続き取締役候補者となりました。

3 菅井 賢志

(1965年3月27日生)

所有する当社株式の数
741,000株

在任年数
14年

当事業年度取締役会
出席回数
16回/16回



再任

【略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況】

1987年 4月	NOK株式会社入社	2014年 4月	常務取締役企画室管掌
1993年 4月	当社入社	2015年 4月	常務取締役
2003年 4月	埼玉営業所所長		NAGAWA DO BRASIL INDÚSTRIA DE
2005年 4月	企画室部長		CONSTRUÇÕES MODULARES LTDA. 副社長
2005年 6月	取締役企画室部長	2017年 4月	常務取締役製造技術本部長 (現任)
2006年 6月	取締役経理部長		
2011年 6月	常務取締役経理部長		
2012年10月	常務取締役企画室部長兼海外準備室長		

■取締役候補者とした理由

当社グループ内で営業・経営企画・経理・システム部門領域の外、海外グループ会社の領域において、適正に職務を執行し、着実に成果を上げ、その職務を十分に果たしており、今後も取締役として、当社グループの成長・発展に寄与することが期待できると判断したため、引き続き取締役候補者としたしました。

4 新村 亮

(1975年4月4日生)

所有する当社株式の数
700株

在任年数
4年

当事業年度締役会
出席回数
16回/16回



再任

【略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況】

1998年 4月	当社入社
2009年 4月	企画室課長
2011年 4月	企画室兼海外準備室課長
2014年 4月	企画室長兼海外事業推進室長
2015年 6月	取締役企画室長兼海外事業推進室長
2018年 3月	PT.NAGAWA INDONESIA INTERNATIONAL取締役 (現任)
	NAGAWA OY CONSTRUCTION Co.,Ltd.取締役 (現任)
2018年 4月	常務取締役管理本部長兼企画室長兼海外事業推進室長
2019年 4月	常務取締役管理本部長兼企画室長兼経理部長 (現任)

■取締役候補者とした理由

当社グループ内での営業領域の業務のほか、主に海外事業、経営企画、マーケティングなどの各部門で豊富な経験を有しており、企画室長として、国内外事業戦略の策定、海外事業全般の収益力向上や海外における新たな需要の創造に実績があります。

2018年4月より管理本部長を務め、今後は、経理部長としても、当社グループにおける企業価値の更なる向上の強化・推進に適切な人材であると判断したため、引き続き取締役候補者としたしました。

5

たか はし
高橋

まなぶ
学

(1967年5月12日生)

所有する当社株式の数
1,000,000株

在任年数
15年

当事業年度取締役会
出席回数
16回 / 16回



再任

【略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況】

1990年 3月	当社入社	2012年10月	常務取締役経理部長
2001年 3月	俱知安営業所所長	2019年 4月	常務取締役総務部長 (現任)
2003年11月	第二営業本部部长		
2004年 6月	取締役第二営業本部部长		
2007年 4月	常務取締役営業本部副本部長		
2008年 4月	常務取締役営業本部北海道支社長		
2010年 4月	常務取締役企画室部長		
2011年 4月	常務取締役企画室部長兼海外準備室長		

■取締役候補者とした理由

当社グループ内で営業・企画・経理・システム部門の責任者を務めるなど、経営及び経理財務の豊富な経験・実績・見識を有しており、今後は、これらの経験も生かし、今後は総務部長として、当社グループの経営の推進及び業務効率化の推進に適任であると判断したため、引き続き取締役候補者といたしました。

6

く のう
久納

まさ よし
正義

(1961年3月17日生)

所有する当社株式の数
2,800株

在任年数
8年

当事業年度取締役会
出席回数
16回 / 16回



再任

【略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況】

1983年 4月	三協フロンティア株式会社入社
2007年 1月	当社入社
2008年 4月	営業本部中部ブロック長
2010年 7月	営業本部部長兼中部ブロック長
2011年 4月	営業本部部長
2011年 6月	取締役営業本部部长
2014年12月	取締役営業本部部長兼東北ブロック長
2019年 4月	取締役営業本部部長兼関東第一ブロック長 (現任)

■取締役候補者とした理由

当社グループ内で営業領域の業務を担当するなど豊富な経験と幅広い見識を有し、適正に職務を執行し、着実に成果を上げ、その職務を十分に果たしており、今後は、首都圏を管掌し、当社グループの成長・発展に寄与することが期待できると判断したため、引き続き取締役候補者といたしました。

7 ^{やまもと} 山本 ^{としろう} 敏朗
(1958年11月3日生)

所有する当社株式の数
1,000株

在任年数
5年

当事業年度取締役会
出席回数
16回/16回



再任

【略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況】

1982年 4月 三協フロンティア株式会社入社
2007年 4月 当社入社
2008年 4月 営業本部九州ブロック長
2011年 4月 営業本部関東第一ブロック長
2014年 6月 取締役営業本部部長兼関東第一ブロック長
2017年 4月 取締役営業本部部長兼関西ブロック長
2019年 4月 取締役営業本部部長兼東北ブロック長（現任）

■取締役候補者とした理由

当社グループ内で営業領域の業務を担当するなど豊富な経験と幅広い見識・実績を有し、適正に職務を執行し、着実に成果を上げ、その職務を十分に果たしており、今後は、東北地域を管掌し、当社グループの成長・発展に寄与することが期待できると判断したため、引き続き取締役候補者としていたしました。

8 ^{はまの} 濱野 ^{あらた} 新大
(1974年8月21日生)

所有する当社株式の数
1,000株



新任

【略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況】

1995年 4月 株式会社ナガワ建販入社
(当社が吸収合併し解散)
2007年 4月 当社入社
2011年 4月 名古屋営業所所長
2013年 4月 札幌営業所所長
2017年 4月 営業本部次長
2019年 4月 企画室部長兼海外事業推進室長（現任）

■取締役候補者とした理由

同氏は、当社グループ内で入社以来24年以上にわたり、営業領域の業務を担当し、豊富な経験と幅広い見識を有し、2017年からは営業本部において営業戦略の策定・推進などを行い着実に成果を上げております。今後は、これまでの営業領域のほかに、経営企画、海外事業を含め、当社グループにおける企業価値の更なる向上に適切な人材と判断したため、新任の取締役候補者としてしました。

9 木のせみきお 木之瀬幹夫

(1960年12月18日生)

所有する当社株式の数
－株

在任年数
4年

当事業年度取締役会
出席回数
16回／16回



再任

社外

独立

【略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況】

1995年 5月 第二東京弁護士会入会
鈴木・和田法律事務所入所
2001年 4月 鈴木・和田・木之瀬法律事務所設立
2010年12月 鈴木総合法律事務所代表弁護士（現任）
2015年 4月 関東弁護士会連合会理事（現任）
2015年 6月 当社社外取締役（現任）

■社外取締役候補者とした理由

同氏は社外役員となること以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、2015年6月に当社社外取締役に就任以来、社外取締役としての職務を十分に果たしており、弁護士として企業法務に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有しておられることから、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。当社グループの成長・発展に寄与することが期待できると判断したため、引き続き社外取締役候補者としていたしました。

10 いのおか しゅうじ 猪岡 修治

(1949年12月9日生)

所有する当社株式の数
500株

在任年数
1年

当事業年度取締役会
出席回数
13回／13回



再任

社外

独立

【略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況】

1972年 4月 株式会社横河橋梁製作所入社
(現株式会社横河ブリッジホールディングス)
2002年 4月 株式会社横河システム建築取締役
2008年 6月 株式会社横河システム建築代表取締役社長
2016年 6月 株式会社横河システム建築顧問
2017年 9月 株式会社横河システム建築顧問退任
2018年 6月 当社社外取締役（現任）

■社外取締役候補者とした理由

2018年6月に当社社外取締役に就任以来、社外取締役としての職務を十分に果たしており、システム建築の知見に長けていることに加え、企業経営を統治する十分な見識を有していることから、当社グループの成長・発展に寄与することが期待できると判断したため、引き続き社外取締役候補者としていたしました。

11 西田 英樹

にしだ

ひでき

(1956年4月3日生)

所有する当社株式の数
一株

新任

社外

独立

【略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況】

- 1987年 3月 榮光会計事務所
(現EY新日本有限責任監査法人) 入所
- 1990年 3月 公認会計士登録
- 2005年 5月 新日本監査法人
(現EY新日本有限責任監査法人) 代表社員
就任
- 2017年 6月 新日本有限責任監査法人
(現EY新日本有限責任監査法人) 退所
- 2017年 7月 西田公認会計士事務所代表 (現任)

■社外取締役候補者とした理由

同氏は社外役員となること以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、現EY新日本有限責任監査法人に30年にわたり従事しており、会計・財務に関する高度な経験や知見を有しており、また、当社グループのコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図り、企業価値や経営の透明性を更に向上させる職務を適切に遂行できる人材を判断したため、新任の社外取締役候補者となりました。
なお、会社法第2条第15号に定める社外取締役の要件を満たしております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 木之瀬幹夫氏、猪岡修治氏について、独立役員として届け出ています。再任が承認されたら引き続き独立役員とする予定です。
- 西田英樹氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として届け出る予定であります。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

インターネットの普及に鑑み、法務省令に定めるところに従い、株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、提供したものとみなすことができるようにするための規定を新設し、現行定款第15条以下を1条ずつ繰り下げるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第13条～第14条 (条文省略)	第13条～第14条 (現行どおり)
	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>
第15条～第16条 (条文省略)	第16条～第17条 (現行どおり)

第3号議案 剰余金処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考えております。当社の事業は、建築・販売事業とレンタル事業から成り立っており、レンタル事業については投資から回収まで数年を要する事業特性から、業績の伸長を踏まえ、かつ将来の事業展開・設備投資等を長期的・総合的に勘案した上で、各期の利益配分を検討させていただくことを基本方針としております。

これに基づき、将来の設備投資動向等の資金需要を睨みつつ、『総還元性向※』30%を概ねの目安とし、増配や自己株式の取得を行うなど株主の皆様への還元を行ってまいります。

1. 期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

配当財産の種類	金銭
配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式1株につき金 60円 (普通配当25円 特別配当35円) 配当総額 923,418,960円
剰余金の配当が効力を生じる日	2019年6月19日

2. その他の剰余金の処分にに関する事項

内部留保につきましては、将来の積極的な事業展開に備えた経営基盤の強化を図るため、以下のとおりといたしたいと存じます。

増加する剰余金の項目とその額	別途積立金 1,800,000,000円
減少する剰余金の項目とその額	繰越利益剰余金 1,800,000,000円

※総還元性向：純利益に対する配当と自己株式取得の合計額の比率
なお、第55期の総還元性向は34.0%となっております。

第4号議案 役員賞与支給の件

当期末時点の取締役9名（うち社外取締役2名）及び監査役3名に対し、当期の業績等を勘案して、役員賞与総額65,000,000円（取締役分57,800,000円、監査役分7,200,000円）を支給することといたしたいと存じます。なお、各取締役及び各監査役に対する金額は、取締役については取締役会に、監査役につきましては、監査役の協議にご一任いただきたいと存じます。

以 上

(提供書面)

事業報告 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

1 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及びその成果

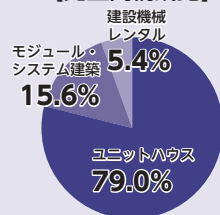
当連結会計年度におけるわが国経済は、景気の緩やかな回復基調が継続して続いており、各種政策等による雇用・所得環境の改善が続く中、個人消費も緩やかに持ち直しています。その一方で、米中の通商問題の動向が世界経済に与える影響や10月に控えた消費税増税の影響など先行きの不透明感が拭えない状況が続いております。また、中国経済は消費の減速が鮮明になりつつあり、新車販売や小売売上高が下落、製造業等の企業業績も悪化し始めています。

こうした中、当社グループは堅調な民間設備投資を背景に、モジュール・システム建築の技術・ノウハウを活用し、工場・倉庫、店舗等の受注を拡大していきました。その一方で、人材育成投資を積極的に推し進めるための資格取得支援制度や福利厚生制度の改善にも注力してまいりました。

ユニットハウス事業においては、拡大するレンタル需要に対応すべく、自社工場の生産能力増強に加え、委託工場の強化による相乗効果で生産数を拡大してまいりました。また物流体制強化のため、タブレット端末の導入等電子化とGPS機能を活用した効率配車を実施しております。

その結果、当連結会計年度における売上高は283億4千4百万円（前期比3.3%増）、営業利益は37億9千4百万円（前期比11.4%減）、経常利益は39億7千9百万円（前期比10.8%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は26億3千2百万円（前期比9.9%減）となりました。

【売上高構成比】



■売上高
28,344百万円
(3.3%増)

■経常利益
3,979百万円
(10.8%減)

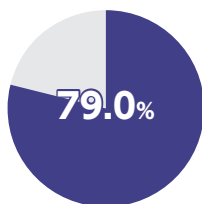
■営業利益
3,794百万円
(11.4%減)

■親会社株主に帰属する当期純利益
2,632百万円
(9.9%減)

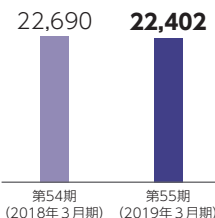
企業集団の事業区分別売上状況は次のとおりであります。

ユニットハウス事業

売上高構成比



売上高 (単位：百万円)

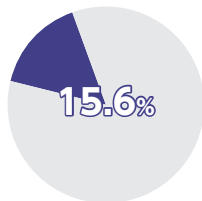


ユニットハウス事業におきましては、販売は常設展示場での特注ハウスの品揃え強化や、展示会の開催や各種キャンペーンの強化実施に努めました。レンタルは、旺盛な需要に対応するため、物流体制の効率化のため、配送車両にタブレット端末を導入し、GPSによる位置情報の把握と検取作業の電子化を実施しました。また、2020年に開催されるオリンピック関連需要とそれに伴う大都市の再開発事業を積極的に受注してまいりました。

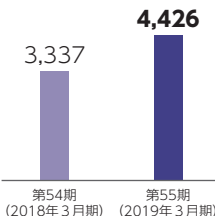
その結果、当事業のセグメント売上高は224億2百万円（前期比1.3%減）となりました。またセグメント利益は、前期備品事業を譲渡したことによる一時的な利益が約3億4千万円計上されており、当期はその利益の剥落により、35億7千2百万円（前期比12.5%減）となりました。

モジュール・システム建築事業

売上高構成比



売上高 (単位：百万円)



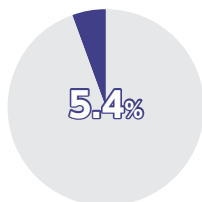
モジュール・システム建築事業におきましては、企画建築の特性である「短納期」「低コスト」を武器に需要堅調な民間向けの事務所・倉庫・工場に注力し活動してまいりました。また、製品については標準化をさらに加速させ、規格統一による効率化とコスト削減にも努めてまいりました。

海外におきましては、タイでは日系企業進出に伴う事務所建築だけでなく、既存建物の営繕工事や外構工事等幅広い工事受注を推し進め、インドネシアではODA関連の日本人宿舎や仮設事務所などを積極的に受注してまいりました。

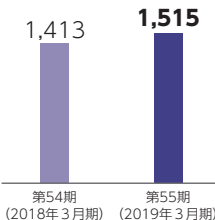
その結果、引き続き民間設備投資における事務所や工事受注が好調に推移し、当事業のセグメント売上高は、44億2千6百万円（前期比32.6%増）となりました。またセグメント利益は原価率の改善と現場管理の徹底による販売管理費削減により、3億5千2百万円（前期比6.9%増）となりました。

建設機械レンタル事業

売上高構成比



売上高 (単位：百万円)



建設機械レンタル事業におきましては、営業エリアである北海道南部建設市場の公共工事発注金額に減少傾向が見られる中、北海道地震の復旧需要や災害復興予算、今後の防災に関する設備関連投資の受注、農業土木予算の発注が引き続き好調に推移しました。

そのような中、地域に密着した営業活動の強化と貸与資産管理の緻密化と資産効率の向上、固定費の圧縮が功を奏し、当事業のセグメント売上高は15億1千5百万円（前期比7.2%増）となりました。またセグメント利益については、建設機械の中古売却を抑制したなかでレンタル資産の回転率向上等の効果により、2億1千6百万円（前期比18.5%増）となりました。

② 設備投資の状況

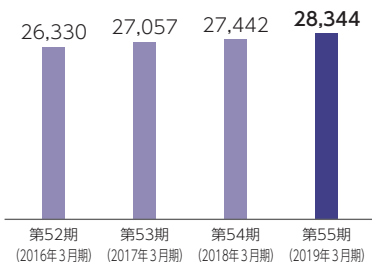
当連結会計年度における設備投資は23億8千2百万円で、その主なものは、貸与資産の取得21億7百万円であります。

③ 資金調達の状況

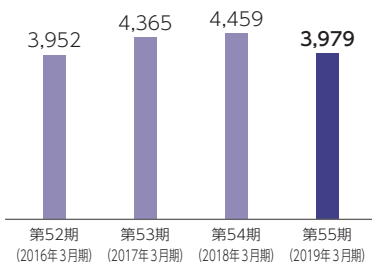
上記の設備資金は主に自己資金により賄いましたので、資金調達につきましては、特記すべき事項はありません。

(2) 直前3連結会計年度の財産及び損益の状況

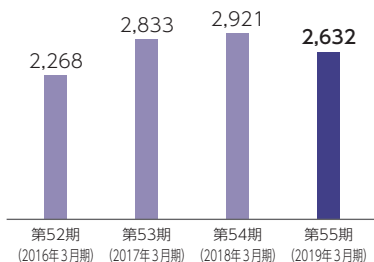
売上高 (単位：百万円)



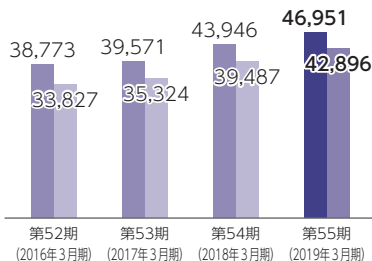
経常利益 (単位：百万円)



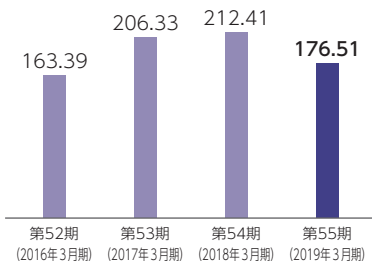
親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)



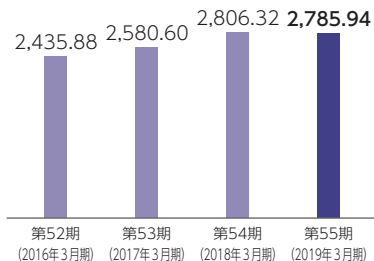
総資産/純資産 (単位：百万円)



1株当たり当期純利益 (単位：円)



1株当たり純資産 (単位：円)



		第52期 (2016年3月期)	第53期 (2017年3月期)	第54期 (2018年3月期)	第55期 (当連結会計年度) (2019年3月期)
売上高	(百万円)	26,330	27,057	27,442	28,344
経常利益	(百万円)	3,952	4,365	4,459	3,979
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	2,268	2,833	2,921	2,632
1株当たり当期純利益	(円)	163.39	206.33	212.41	176.51
総資産	(百万円)	38,773	39,571	43,946	46,951
純資産	(百万円)	33,827	35,324	39,487	42,896
1株当たり純資産	(円)	2,435.88	2,580.60	2,806.32	2,785.94

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

社名	資本金又は出資金 百万円	当社の議決権比率 %	主な事業内容
PT.NAGAWA INDONESIA INTERNATIONAL	23	67.0	一般建築の設計・施工及び仮設ユニットハウスの生産・販売
NAGAWA OY CONSTRUCTION Co.,Ltd.	27	49.0	一般建築の設計・施工及び仮設ユニットハウスの生産・販売

(注) 前連結会計年度において連結子会社でありましたNAGAWA (THAILAND) CO., LTD.は清算終了したため、重要な子会社から除外しました。

(4) 対処すべき課題

次期の見通しにつきましては、米中貿易摩擦や英国のEU離脱問題、地政学的リスクの高まりによる世界景気の減速懸念、国内においては、消費税増税の影響等による景気下振れ懸念、また金融資本市場の変動による影響等、引き続き予断を許さない状況が予想されます。

建設業界におきましては、2020年の東京オリンピック開催に向けた建設需要が具体的に発注されてきており、短期的な経済好循環から、企業業績の改善がさらに進み、経営環境は安定するものと予想されます。

このような環境のもと当社グループといたしましては、拡大する需要に着実に対応すべく、(1) 資格取得推進によるプロ集団の確立、(2) モジュール・システム建築事業のさらなる拡大のためのM&A推進による人材確保と業容拡大、(3) 貸与資産への大幅設備投資増加による需要対応をスピード感をもって実行し、低層建築市場における「軽量鉄骨ゼネコン」の確立を目指してまいります。

また、海外につきましては、タイおよびインドネシア両国で小型案件から中型案件の受注を強化し、安定的な収益基盤を確立しながらプロジェクト単位の大型案件を受注し、黒字化と業容拡大を図ってまいります。さらに日本への研修や日本からの技術支援も同時に行い、現地社員のスキル強化、ITによる業務効率化も進めてまいります。

さらに、多様化する顧客の要望に対応するため、商品開発を進め優位性の高い商品を供給するのはもちろん、安全・安心への取り組みとして、物流システムのIT導入による効率化も進めてまいります。

また、コーポレートガバナンスをはじめコンプライアンス遵守とリスクマネジメントに誠実に取り組み、経営の透明性と健全性を一層高め、継続的な企業価値向上に努めてまいります。

2020年3月期通期業績の見通しにつきましては、連結売上高320億円、連結営業利益45億円、連結経常利益47億円、親会社株主に帰属する当期純利益30億円を予想しております。

(5) 主要な事業内容 (2019年3月31日現在)

当社グループはユニットハウスの製造・販売・賃貸、建設機械・備品の、販売・賃貸及びモジュール・システム建築の販売を主とした事業を行っております。

(6) 主要な営業所及び工場 (2019年3月31日現在)

① 当社

本店	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	
営業所		
旭川営業所	(北海道上川郡当麻町)	沼津営業所 (静岡県沼津市)
帯広営業所	(北海道河東郡音更町)	浜松営業所 (浜松市東区)
札幌支店	(札幌市東区)	静岡営業所 (静岡市駿河区)
登別営業所	(北海道登別市)	安城営業所 (愛知県安城市)
伊達営業所	(北海道伊達市)	名古屋支店 (名古屋市中区)
倶知安営業所	(北海道虻田郡倶知安町)	三重営業所 (三重県四日市市)
道南営業所	(北海道二海郡八雲町)	岐阜営業所 (岐阜県羽島郡岐南町)
函館営業所	(北海道函館市)	金沢営業所 (石川県金沢市)
青森営業所	(青森県青森市)	富山営業所 (富山県富山市)
盛岡営業所	(岩手県盛岡市)	福井営業所 (福井県福井市)
仙台支店	(仙台市青葉区)	京都営業所 (京都市中京区)
秋田営業所	(秋田県秋田市)	滋賀営業所 (滋賀県守山市)
山形営業所	(山形県山形市)	大阪支店 (大阪府大阪市)
郡山営業所	(福島県郡山市)	堺営業所 (大阪府堺市)
いわき営業所	(福島県いわき市)	和歌山営業所 (和歌山県和歌山市)
新潟営業所	(新潟市中央区)	神戸営業所 (神戸市中央区)
長岡営業所	(新潟県長岡市)	姫路営業所 (兵庫県姫路市)
上越営業所	(新潟県上越市)	島根営業所 (島根県松江市)
長野営業所	(長野県長野市)	岡山営業所 (岡山市中区)
前橋営業所	(群馬県前橋市)	広島営業所 (広島市中区)
宇都宮営業所	(栃木県宇都宮市)	山口営業所 (山口県山口市)
水戸営業所	(茨城県水戸市)	高松営業所 (香川県高松市)
千葉営業所	(千葉市中央区)	高知営業所 (高知県高知市)
埼玉営業所	(さいたま市大宮区)	松山営業所 (愛媛県伊予郡砥部町)
東京支店	(千代田区)	福岡営業所 (福岡市中央区)
日野営業所	(東京都日野市)	北九州営業所 (北九州市小倉南区)
横浜営業所	(横浜市中区)	長崎営業所 (長崎県長崎市)
神奈川営業所	(神奈川県厚木市)	熊本営業所 (熊本市東区)
川崎営業所	(神奈川県川崎市)	宮崎営業所 (宮崎県宮崎市)
甲府営業所	(山梨県甲府市)	
工場		
石狩工場	(北海道石狩市)	東員工場 (三重県員弁郡東員町)
仙台工場	(宮城県亘理郡山元町)	京都工場 (京都府木津川市)
結城工場	(茨城県結城市)	福岡工場 (福岡県鞍手郡鞍手町)
岩槻工場	(さいたま市岩槻区)	宮崎工場 (宮崎県都城市)

② 子会社

PT.NAGAWA INDONESIA INTERNATIONAL
NAGAWA OY CONSTRUCTION Co.,Ltd.

(インドネシア共和国 ジャカルタ市)
(タイ王国 バンコク県)

(7) 使用人の状況 (2019年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業部門	使用人数	前連結会計年度末比増減
ユニットハウス事業	392 (9) 名	- (2名減)
モジュール・システム建築事業	74 (5) 名	16名増 (4名増)
建設機械レンタル事業	28 (5) 名	3名減 (1名増)
合 計	494 (19) 名	13名増 (3名増)

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
451 (18) 名	15名増 (2名増)	37.9歳	8.1年

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2019年3月31日現在)

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当連結会計年度において、特記すべき事項はありません。

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2019年3月31日現在)

- | | |
|---------------|----------------------------------|
| ① 発行可能株式総数 | 30,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 16,357,214株
(自己株式966,898株を含む) |
| ③ 株主数 | 2,502名 |
| ④ 大株主 (上位10名) | |

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
THE SFP VALUE REALIZATION MASTER FUND LIMITED	2,046	13.29
高橋 修	2,010	13.06
高橋 学	1,000	6.49
一般財団法人ナガワひまわり財団	1,000	6.49
菅井 賢志	741	4.81
有限会社エヌ・テー商会	690	4.48
株式会社北洋銀行	683	4.44
有限会社ダイユウ商会	611	3.97
株式会社三菱UFJ銀行	610	3.96
THE CHASE MANHATTANBANK,N.A.LONDON SPECIAL OMNIBUS SECS LENDING ACCOUNT	534	3.47

- (注) 1. 持株比率は自己株式 (966,898株) を控除して計算しております。
2. 当社は、966,898株の自己株式を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

(2) 会社役員の様況

① 取締役及び監査役の様況 (2019年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の様況
代表取締役社長	高橋 修	PT.NAGAWA INDONESIA INTERNATIONAL取締役 NAGAWA OY CONSTRUCTION Co.,Ltd.取締役
常務取締役	井上俊範	営業本部長
常務取締役	菅井賢志	製造技術本部長
常務取締役	新村 亮	管理本部長兼企画室長兼海外事業推進室長 PT.NAGAWA INDONESIA INTERNATIONAL取締役 NAGAWA OY CONSTRUCTION Co.,Ltd.取締役
常務取締役	高橋 学	経理部長
取締役	久納正義	営業本部部長兼東北ブロック長
取締役	山本敏朗	営業本部部長兼関西ブロック長
取締役	木之瀬幹夫	鈴木総合法律事務所代表弁護士
取締役	猪岡修治	
常勤監査役	多田俊雄	
監査役	鳥海隆雄	公認会計士 税理士 鳥海公認会計士事務所代表
監査役	本橋信隆	公認会計士 税理士 本橋信隆事務所代表

- (注) 1. 取締役木之瀬幹夫氏及び猪岡修治氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役鳥海隆雄氏及び監査役本橋信隆氏は、社外監査役であります。
 3. 監査役鳥海隆雄氏及び監査役本橋信隆氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 4. 当社は、取締役木之瀬幹夫氏及び猪岡修治氏、監査役鳥海隆雄氏及び監査役本橋信隆氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	支給人員 (名)	支給額 (千円)
取締役 (うち社外取締役)	9 (2)	185,092 (7,500)
監査役 (うち社外監査役)	3 (2)	21,000 (5,300)
合 計	12	206,092

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 取締役の報酬限度額は、1991年6月21日開催の第27期定時株主総会において年額300,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
 3. 監査役の報酬限度額は、1991年6月21日開催の第27期定時株主総会において年額30,000千円以内と決議いただいております。
 4. 上記の報酬等の総額には、以下のものが含まれております。
 ・2019年6月18日開催の第55期定時株主総会において付議いたします役員賞与
 取締役 9名 57,800千円 (うち社外取締役 2名 1,700千円)
 監査役 3名 7,200千円 (うち社外監査役 2名 1,700千円)

③ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役木之瀬幹夫氏は、鈴木総合法律事務所代表弁護士であります。当社と鈴木総合法律事務所との間には特別の関係はありません。
- ・取締役猪岡修治氏は、兼職を行っておりません。従いまして特別の関係もありません。
- ・監査役鳥海隆雄氏は、公認会計士税理士鳥海公認会計士事務所代表であります。当社と公認会計士税理士鳥海公認会計士事務所との間には特別の関係はありません。
- ・監査役本橋信隆氏は、公認会計士税理士本橋信隆事務所代表であります。当社と公認会計士税理士本橋信隆事務所との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役 木之瀬幹夫	当事業年度に開催された取締役会16回のうち16回出席いたしました。出席した取締役会において、主に法律等に関し、弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
取締役 猪岡修治	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回出席いたしました。出席した取締役会において、主に企業経営の統治及び受注、製造に関する発言を行っております。
監査役 鳥海隆雄	当事業年度に開催された取締役会16回のうち16回、監査役会15回のうち15回出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に財務・会計等に関し、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
監査役 本橋信隆	当事業年度に開催された取締役会16回のうち16回、監査役会15回のうち15回出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に財務・会計等に関し、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。

(3) 会計監査人の状況

① 名称 E Y新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	33百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	33百万円

- (注) 1. 当社の会計監査人であった新日本有限責任監査法人は2018年7月1日をもってE Y新日本有限責任監査法人に名称を変更しております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。
3. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額についての同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(4) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

① 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、取締役会において、業務の適正を確保するための体制を整備するため「内部統制システム構築の基本方針」を決議しております。なお、取締役会決議の内容の概要は以下のとおりです。（最終改定 2015年5月7日）

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 総務部はコンプライアンス体制に関する規程を整備し、当社及び当社子会社（以下「当社グループ」という。）の取締役並びに従業員が法令・定款及び当社グループの経営理念を遵守した行動をとるための行動規範を定めるとともに、取締役並びに従業員に対して教育等を行う。
- (2) 上述の活動は定期的に取締役会及び監査役会に報告する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 文書管理規程に基づき、次の各号に定める文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）を関連資料とともに保存する。
 - ① 株主総会議事録
 - ② 取締役会議事録
 - ③ 役員部長連絡会議事録
 - ④ 税務署その他官公庁、証券取引所、業界団体等に提出した書類の写し
 - ⑤ その他文書管理規程に定める文書
- (2) 上記文書の保管場所及び保管方法は、取締役又は監査役から閲覧の要請があった場合、2営業日以内に本社において閲覧が可能な場所及び方法とする。
- (3) 上記文書の保存期間は、法令に別段の定めがない限り、文書管理規程に各文書の種類ごとに定めるところによる。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスク管理を体系的に規定する危機管理規程を定める。
- (2) 取締役会のほかに、週1回開催される役員部長連絡会において営業上の問題、製造上の問題、経営上の問題等を全社的な視点で検討、評価し、今後当社グループが直面する可能性のあるリスクについて有効な対策を実施できる管理体制の構築及び運用を行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として月1回の定例取締役会を開催するほか適宜適時に開催し、重要事項に関して迅速かつ確かな意思決定を行う。
- (2) 経営方針を機軸に毎年策定される年度計画に基づき業績管理を行う。
- (3) 日常の業務執行に際しては、情報システムの利用を通じて当社グループの役員及び従業員の適切な情報伝達と意思疎通を推進するとともに、職務権限規程、業務分掌規程等に則った権限の委譲を行い、それぞれの局面において責任者が意思決定ルールに基づき業務を執行する。

5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社グループは、グループ全体の企業価値の向上を図るとともに、グループ経営理念に基づく関係会社管理規程に則って企業集団内での指揮、命令、意思疎通等の連携を密にし、指導、助言、評価を行いながらグループ全体としての業務の適正化を図る。
- (2) 監査室は、当社子会社を含めた当社子会社の内部監査を実施する。
- (3) 監査室は必要に応じて、各部署の日常的な活動状況の監査を実施する。
- (4) 総務部、監査室及び監査役は、それぞれ連携して全社のコンプライアンス体制及びコンプライアンス上の問題点の有無を調査・検討する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査役は監査室に対し、補助者として監査業務の補助を行うよう命令できるものとする。
- (2) 上記の補助者の人事異動・人事評価・懲戒処分については、常勤監査役と事前に協議を行い、同意を得なければならない。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制、並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 当社グループの役員及び従業員は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実その他事業運営上の重要な事項について速やかに監査役に報告する。前記に拘わらず、監査役はいつでも必要に応じて、当社グループの役員及び従業員に対して業務の執行に関する報告を求めることができる。
- (2) 監査室は、監査の結果を適時、適切な方法により監査役に報告する。
- (3) 当社グループは、監査役への報告を行った当社グループの役員及び従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員及び従業員に周知徹底する。

8. 監査役職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

9. その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役会は、代表取締役社長及び監査法人とそれぞれ必要に応じて意見交換を行う。
- (2) 監査役が実施した監査内容は、監査報告書にまとめ、取締役会及び監査役会に提出する。

10. 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性、適正性の確保のため、全社的な統制活動及び各業務プロセスの統制活動を強化し、その運用体制を構築する。

11. 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、法務省の「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」に基づき、反社会的勢力排除を目的とした下記の基本方針を定めて対応を行っております。

- (1) 担当者や担当部署だけで対応した場合、要求に応じざるを得ない状況に至ることもあり得るため、担当者や担当部署だけに任せず社会的に対応し、不当要求に関連して従業員の安全を確保する。
- (2) 警視庁をはじめとする各都道府県警察本部及び所轄警察署、各都道府県暴力追放推進センター、弁護士等、外部専門機関との緊密な連帯関係を構築する。
- (3) 反社会的勢力とは、一切取引を行わない。新規取引先に対しては、「反社会的勢力対応マニュアル」に定める手続きにより反社会的勢力でないことの確認を行ったうえで取引を開始しなければならない。万一、反社会的勢力とは知らずに取引を有してしまった場合は、相手方が反社会的勢力であると判明した時点、あるいは反社会的勢力であるとの疑いが生じた時点で、すみやかに取引を解消する。

- (4) 不当要求を防止するために、役員並びに管理職及び拠点責任者は、反社会的勢力とは不適切な交際を行わない。万一、反社会的勢力とは知らずに不適切な交際をなしてしまった場合は、不適切な交際相手が反社会的勢力であると判明した時点、あるいは反社会的勢力であるとの疑いが生じた時点で、すみやかに所定の方法により通報する。
- (5) 警察及び弁護士等外部専門機関の協力を得て法的に対応する必要が生じた場合は、これらの機関と積極的に連絡を取り、民事と刑事の両面から法的対応をとる。
- (6) 反社会的勢力による不当要求が、当社の事業活動上の不祥事や、役員もしくは従業員等の不祥事を理由とする場合であっても、事実を隠蔽するための裏取引は絶対に行わない。また、反社会的勢力への資金提供は私的にも絶対に行わない。

上記の基本方針実現のため、対応を統括する部署・体制、情報の一元管理・蓄積、従業員に向けた研修、対応マニュアルの整備を進めております。

また、取引先に対しましては、反社会的勢力との関係において疑義が生じた場合、外部の調査機関に確認を依頼し、その結果により取引開始の可否を判断しております。さらに、契約書締結に際し、反社会的勢力との関係が発覚した場合、契約を解除する旨の条項を盛り込むよう努めております。

② 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は取締役会において決議された「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、当社及び子会社の内部統制システムを整備し運用しております。

当事業年度の開始時には、全管理職を対象に経営方針会議を実施し、経営方針、経営課題、対応方針等を発表し、全社員の認識の統一化を図っております。

期中においては、監査室による内部監査を実施し、各部門による内部統制の対応方針と実施状況を取締役に報告しております。

また、事業年度末においては、監査室による内部統制の整備・運用状況の評価結果による重大な是正事項は存在しないことを認識しております。

(5) 会社の支配に関する基本方針

当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

① 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「基本方針」といいます。）

上場会社である当社の株券等は、株主及び投資家の皆様による自由な取引が認められているため、当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方について、最終的には、株主の皆様の意思に基づいて決定されることを基本とすべきと考えております。そのため、会社の支配権の移転を伴う当社株券等の大規模買付けに応じるか否かの判断も、最終的には株主の皆様の意思に基づいて行われるべきと考えております。また、当社は、当社株券等の大規模買付けが行われる場合であっても、それが当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に資するものであればこれを否定するものではありません。

しかしながら、事前に対象者の取締役会の賛同を得ずに実施される上場株券等の大規模買付けの中には、株券等を買集め、濫用的な会社運営を行い、多数派株主として自己の利益を追求することのみを目的とするもの、又は、株主の皆様に株券等の売却を事実上強要し、若しくは、株主の皆様を真の企業価値を反映しない廉価で株券等を売却せざるを得ない状況におくような態様によるもの等、企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を毀損するおそれのある株券等の大規模買付けも見受けられます。

当社といたしましては、このような当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益を毀損するおそれのある当社株券等の大規模買付けを行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えております。そのため、このような者による当社株券等の大規模買付けに対しては、必要かつ相当な対応措置を採ることで、当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益を確保する必要があると考えております。

② 基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

当社は、上記基本方針の実現に資する取組みとして、以下の各取組みを実施しております。

(a) 企業価値向上への取組み

ア. 当社の企業価値の源泉

(ア) 高い技術力に裏打ちされた製品のブランド力

(イ) 健全な財務体質

イ. 企業価値向上に向けた取組み

(ア) 製品開発について

(イ) 成長分野への積極的投資

(ウ) 人材育成への取組み

(エ) 社会貢献活動

(b) コーポレート・ガバナンスの充実のための取組み

ア. 企業統治体制の状況

イ. 内部統制システムの整備状況

ウ. 内部監査及び監査役監査の状況

エ. リスク管理体制の整備状況

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

(a) 当社株券等の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）導入の目的

本プランは、基本方針に沿って、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し、又は向上させることを目的として導入されたものです。

当社は、当社株券等に対する大規模買付けが一定の合理的なルールに従って行われるよう、株券等の大規模買付けの提案がなされた場合における情報提供等に関する一定のルールを設定するとともに、基本方針に照らして不適切な者によって大規模買付けがなされた場合に、それらの者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、対抗措置の発動手続等を定めた本プランを導入することにいたしました。

(b) 本プランの概要

本プランは、当社に対する買収等（当社が発行する株券等について、保有者及びその共同保有者の株券等保有割合が25%以上となる買付け等又は当社が発行する株券等について、公開買付け後の公開買付者の株券等の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が25%以上となる公開買付け）が行われる場合に、当社取締役会が、買収等を行おうとする者又は買収等の提案を行う者（併せて、以下「買収提案者等」といいます。）に対して、買収提案者等及び買収等に関する情報の提供を求め、当社取締役会から独立した社外者のみから構成される特別委員会による勧告を最大限尊重して、当該買収等について評価・検討し、買収提案者等との買収条件に関する交渉や株主の皆様への代替案等の提示を行い、一定の場合には対抗措置を発動するための手続であります。

本プランの有効期間（以下「有効期間」といいます。）は、2018年6月19日開催の第54期定時株主総会において承認された時点から、承認後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。

但し、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会又は当社の株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

④ 各取組みについての当社取締役会の判断及びその判断に係る理由

(a) 上記②について

上記②に記載した各取組みは、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を継続的かつ持続的に確保・向上させるための具体的取組みとして策定されたものであり、基本方針の実現に資するものです。

したがって、これらの各取組みは、基本方針に沿い、当社の株主の皆様の共同の利益を損なうものではありません。

(b) 上記③について

当社は、上記③の取組みは、基本方針に沿うものであり、また、買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること、株主意思を重視するものであること、独立性の高い特別委員会の判断の重視と情報開示の仕組みがあること、合理的な客観的要件が設定されていること、デットハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと等の理由から、当社の株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

連結計算書類

連結貸借対照表 第55期 (2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	26,203
現金及び預金	15,719
受取手形及び売掛金	8,559
有価証券	20
商品及び製品	1,455
仕掛品	105
原材料及び貯蔵品	187
その他	156
固定資産	20,748
有形固定資産	15,880
貸与資産	7,590
建物及び構築物	1,703
土地	6,425
建設仮勘定	8
その他	151
無形固定資産	116
投資その他の資産	4,750
投資有価証券	3,852
敷金及び保証金	534
繰延税金資産	335
その他	30
貸倒引当金	△1
資産合計	46,951

科目	金額
負債の部	
流動負債	3,895
買掛金	2,044
未払金	132
未払法人税等	537
賞与引当金	251
役員賞与引当金	65
資産除去債務	0
その他	864
固定負債	159
長期末払金	28
退職給付に係る負債	40
資産除去債務	83
その他	7
負債合計	4,055
純資産の部	
株主資本	43,025
資本金	2,855
資本剰余金	5,872
利益剰余金	35,525
自己株式	△1,228
その他の包括利益累計額	△149
その他有価証券評価差額金	△144
為替換算調整勘定	△4
非支配株主持分	19
純資産合計	42,896
負債純資産合計	46,951

連結損益計算書 第55期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額
売上高	28,344
売上原価	17,327
売上総利益	11,016
販売費及び一般管理費	7,221
営業利益	3,794
営業外収益	229
受取利息	8
受取配当金	31
受取賃貸料	19
仕入割引	140
雑収入	30
営業外費用	45
支払手数料	7
為替差損	27
たな卸資産処分損	1
雑損失	9
経常利益	3,979
特別利益	1
固定資産売却益	1
特別損失	94
固定資産処分損	25
減損損失	20
投資有価証券評価損	5
子会社整理損	43
税金等調整前当期純利益	3,886
法人税、住民税及び事業税	1,259
法人税等調整額	10
当期純利益	2,616
非支配株主に帰属する当期純損失（△）	△16
親会社株主に帰属する当期純利益	2,632

連結株主資本等変動計算書

第55期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,855	5,892	33,596	△2,901	39,443
当期変動額					
剰余金の配当			△703		△703
親会社株主に帰属する当期純利益			2,632		2,632
自己株式の取得				△1	△1
自己株式の処分		△19		1,674	1,654
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	△19	1,929	1,673	3,582
当期末残高	2,855	5,872	35,525	△1,228	43,025

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整 勘定	その 他 の 包 括 利 益 計 額		
当期首残高	49	△32	17	27	39,487
当期変動額					
剰余金の配当					△703
親会社株主に帰属する当期純利益					2,632
自己株式の取得					△1
自己株式の処分					1,654
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△194	27	△166	△7	△173
当期変動額合計	△194	27	△166	△7	3,408
当期末残高	△144	△4	△149	19	42,896

連結注記表

1. 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況

該当事項はありません。

2. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 2社
- ・主要な連結子会社の名称 PT.NAGAWA INDONESIA INTERNATIONAL
NAGAWA OY CONSTRUCTION Co.,Ltd.
前連結会計年度において連結子会社でありましたNAGAWA
(THAILAND) Co.,Ltd.は、清算終了したため連結の範囲から除外しております。

② 非連結子会社の状況

非連結子会社はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

- ・持分法適用の非連結子会社及び関連会社数
0社

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

- ・主要な会社等の名称 株式会社ホクイー
- ・持分法を適用していない理由 関連会社株式会社ホクイーは、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため当該会社に対する投資については持分法を適用せず、原価法により評価しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のPT.NAGAWA INDONESIA INTERNATIONAL及びNAGAWA OY CONSTRUCTION Co.,Ltd.の決算日は、12月31日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、1月1日から連結決算日3月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

- ・子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
- ・満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）
- ・その他有価証券
時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
- 時価のないもの 移動平均法による原価法

ロ. たな卸資産

- ・商品・製品・仕掛品 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。
- ・原材料・貯蔵品 先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。
 ただし、1998年4月1日以降取得した建物（附属設備を除く）及び貸与資産のうち貸与ハウス並びに2016年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については、定額法により償却しております。
 なお、主要な耐用年数は次のとおりであります。

貸与資産	5～7年
建物及び構築物	15～38年

ロ. 無形固定資産及び長期前払費用（リース資産を除く）

定額法によっております。
 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。

ハ. 少額減価償却資産（リース資産を除く）

取得価額が10万円以上20万円未満の減価償却資産については、3年間で均等償却しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

当社及び連結子会社の従業員の賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき費用を見積り計上しております。

ハ. 役員賞与引当金

当社の役員賞与の支出に備えて、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。

④ その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ. 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

- ・ 当連結会計年度末までの進捗部分について成果の現実性が認められる工事

工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）

- ・ その他の工事

工事完成基準

ロ. 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

ハ. 退職給付に係る会計処理の方法

- ・ 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

- ・ 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、発生した連結会計年度に一括して費用として処理しております。

数理計算上の差異は、発生した連結会計年度に一括して費用として処理しております。

なお、当連結会計年度末において認識すべき年金資産が、退職給付債務を超過する場合には、退職給付に係る資産として投資その他の資産に計上しております。

二. 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

3. 表示方法の変更に関する注記

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を当連結会計年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示しております。

4. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 27,349百万円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	16,357千株	－千株	－千株	16,357千株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

2018年6月19日開催の第54期定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・株式の種類 普通株式
- ・配当金の総額 703百万円
- ・1株当たり配当額 50円
- ・基準日 2018年3月31日
- ・効力発生日 2018年6月20日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの

2019年6月18日開催予定の第55期定時株主総会において次のとおり付議いたします。

- ・株式の種類 普通株式
- ・配当金の総額 923百万円
- ・1株当たり配当額 60円
- ・基準日 2019年3月31日
- ・効力発生日 2019年6月19日

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達する方針としております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に満期保有目的の債券及び業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、翌月末日の支払期日であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業業務管理規程に従い、営業債権について、各事業所及び営業本部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の営業業務管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

満期保有目的の債券は、有価証券運用規程に従い、格付の高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

ロ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、満期保有目的の債券以外のものについては、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。連結子会社についても、同様の管理を行っております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
現金及び預金	15,719百万円	15,719百万円	－百万円
受取手形及び売掛金	8,559	8,559	－
有価証券及び投資有価証券	3,817	3,818	0
資産計	28,096	28,097	0
買掛金	2,044	2,044	－
負債計	2,044	2,044	－

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

現金及び預金、受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。

負 債

買掛金

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	54百万円

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	15,719百万円	－百万円	－百万円	－百万円
受取手形及び売掛金	8,339	108	112	－
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
(1) 国債・地方債等	20	10	4	－
(2) 社債	－	－	－	－
その他有価証券のうち満期があるもの				
(1) 債券（社債）	－	－	－	－
(2) その他	－	－	－	－
合計	24,078	118	116	－

7. 資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

- (1) 当該資産除去債務の概要
主に営業所の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。
- (2) 当該資産除去債務の金額の算定方法
該当する資産の耐用年数を使用見込期間と見積り、割引率は1.395%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。
- (3) 当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	86百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	－百万円
時の経過による調整額	0百万円
資産除去債務の履行による減少額	△3百万円
その他増減額（△は減少）	－百万円
期末残高	83百万円

8. 減損損失に関する注記

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場 所	用 途	種 類
北海道伊達市	遊休資産	土地

当社グループは、事業用資産については、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として各ブロックを基本単位にグルーピングを行っており、遊休資産及び賃貸等不動産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

当連結会計年度において、事業の用に供していない遊休資産のうち、時価が著しく下落した資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（20百万円）として特別損失に計上しました。その内訳は、土地20百万円であります。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、正味売却価額の算定方法は、固定資産税評価額を基に算出した価額により評価しております。

9. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、会社計算規則第110条第1項の規定により記載を省略しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	2,785円94銭
(2) 1株当たり当期純利益金額	176円51銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

計算書類

貸借対照表 第55期 (2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	26,054
現金及び預金	15,551
受取手形	2,339
電子記録債権	1,635
売掛金	4,548
有価証券	20
商品及び製品	1,453
仕掛品	103
原材料及び貯蔵品	184
前払費用	134
関係会社短期貸付金	70
その他	12
固定資産	20,915
有形固定資産	15,853
貸与資産	7,590
建物	1,309
構築物	377
機械及び装置	43
車輛運搬具	54
工具、器具及び備品	43
土地	6,425
建設仮勘定	8
無形固定資産	115
借地権	20
電話加入権	16
ソフトウェア	78
投資その他の資産	4,946
投資有価証券	3,843
関係会社株式	36
出資金	0
関係会社長期貸付金	293
破産更生債権等	2
長期前払費用	5
繰延税金資産	396
敷金及び保証金	531
その他	22
貸倒引当金	△183
資産合計	46,970

科目	金額
負債の部	
流動負債	3,876
買掛金	2,035
未払金	129
未払費用	137
未払法人税等	537
未払消費税等	79
前受金	565
預り金	73
賞与引当金	251
役員賞与引当金	65
資産除去債務	0
その他	0
固定負債	148
退職給付引当金	30
長期未払金	28
資産除去債務	83
その他	6
負債合計	4,025
純資産の部	
株主資本	43,089
資本金	2,855
資本剰余金	5,872
資本準備金	4,586
その他資本剰余金	1,285
利益剰余金	35,589
利益準備金	713
その他利益剰余金	34,875
別途積立金	30,700
繰越利益剰余金	4,175
自己株式	△1,228
評価・換算差額等	△144
その他有価証券評価差額金	△144
純資産合計	42,944
負債純資産合計	46,970

損益計算書 第55期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額
売上高	28,101
売上原価	17,096
売上総利益	11,005
販売費及び一般管理費	7,080
営業利益	3,924
営業外収益	227
受取利息	10
受取配当金	31
受取賃貸料	19
仕入割引	140
雑収入	25
営業外費用	64
貸倒引当金繰入額	50
支払手数料	7
雑損失	6
経常利益	4,088
特別利益	1
固定資産売却益	1
特別損失	90
固定資産処分損	25
減損損失	20
投資有価証券評価損	5
子会社整理損	39
税引前当期純利益	3,999
法人税、住民税及び事業税	1,259
法人税等調整額	73
当期純利益	2,666

株主資本等変動計算書

第55期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金計		
						別積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	2,855	4,586	1,305	5,892	713	28,500	4,412	33,625	△2,901	39,472
当期変動額										
別途積立金の積立						2,200	△2,200	—		—
剰余金の配当							△703	△703		△703
当期純利益							2,666	2,666		2,666
自己株式の取得									△1	△1
自己株式の処分			△19	△19					1,674	1,654
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）										
当期変動額合計	—	—	△19	△19	—	2,200	△236	1,963	1,673	3,616
当期末残高	2,855	4,586	1,285	5,872	713	30,700	4,175	35,589	△1,228	43,089

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等	
当期首残高	49	49	39,522
当期変動額			
別途積立金の積立			—
剰余金の配当			△703
当期純利益			2,666
自己株式の取得			△1
自己株式の処分			1,654
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△194	△194	△194
当期変動額合計	△194	△194	3,422
当期末残高	△144	△144	42,944

個別注記表

1. 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況

該当事項はありません。

2. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

イ. 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

ロ. 満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）

ハ. その他有価証券

・時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの

移動平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

イ. 商品・製品・仕掛品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

ロ. 原材料・貯蔵品

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降取得した建物（附属設備を除く）及び貸与資産のうち貸与ハウス並びに2016年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については、定額法により償却しております。

なお、主要な耐用年数は以下のとおりであります。

貸与資産	5～7年
建物	15～38年

② 無形固定資産及び長期前払費用（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。

③ 少額減価償却資産（リース資産を除く）

取得価額が10万円以上20万円未満の減価償却資産については、3年間で均等償却しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度に負担すべき費用を見積り計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えて、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

過去勤務費用は、発生した期に一括して費用として処理しております。

数理計算上の差異は、発生した期に一括して費用として処理しております。

なお、当事業年度末において認識すべき年金資産が、退職給付債務を超過する場合には、前払年金費用として投資その他の資産に計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

① 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事

工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)

② その他の工事

工事完成基準

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

3. 表示方法の変更に関する注記

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を当事業年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示しております。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 27,318百万円

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く)

① 短期金銭債権 3百万円

② 短期金銭債務 0百万円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 売上高	4百万円
② 仕入高	14百万円
③ 営業取引以外の取引高	4百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式（注）	2,286千株	0千株	1,319千株	966千株

- (注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取による増加0千株であります。
 2. 普通株式の自己株式の株式数の減少1,319千株は、第三者割当による自己株式の処分による減少1,319千株であります。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産

賞与引当金	77百万円
未払事業税	36百万円
未払社会保険料	13百万円
有価証券評価損	55百万円
貸倒引当金	56百万円
未払役員退職慰労金	8百万円
退職給付引当金	9百万円
その他有価証券評価差額	63百万円
会員権評価損	0百万円
資産除去債務	25百万円
減損損失	39百万円
その他	16百万円
計	402百万円

繰延税金負債

資産除去費用	△6百万円
計	△6百万円

繰延税金資産の純額

396百万円

8. 資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

- (1) 当該資産除去債務の概要
主に営業所の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。
- (2) 当該資産除去債務の金額の算定方法
該当する資産の耐用年数を使用見込期間と見積り、割引率は1.395%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。
- (3) 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	86百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	－百万円
時の経過による調整額	0百万円
資産除去債務の履行による減少額	△3百万円
その他増減額（△は減少）	－百万円
期末残高	83百万円

9. 減損損失に関する注記

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場 所	用 途	種 類
北海道伊達市	遊休資産	土地

当社は、事業用資産については、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として各ブロックを基本単位にグルーピングを行っており、遊休資産及び賃貸等不動産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

当事業年度において、事業の用に供していない遊休資産のうち、時価が著しく下落した資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（20百万円）として特別損失に計上しました。その内訳は、土地20百万円であります。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、正味売却価額の算定方法は、固定資産税評価額を基に算出した価額により評価しております。

10. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	資本金又は出資(百万円)	事業の内容及び職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
役員及びその近親者	一般財団法人ナガワひまわり財団(注)1	-	(注)2	被所有直接6.5	役員の兼任	金銭の寄付(注)3	7	-	-
						第三者割当による自己株式の処分(注)4	1	-	-

- (注) 1. 当社の代表取締役社長高橋修が理事長を務める財団であります。
2. 学業を志す優秀な学生に対して奨学金を通じて就学の支援を行うとともに、大学又は研究機関における研究活動への助成を行い、学生や研究者が情熱を持って学業や研究に取り組むことができる環境を整備・提供することで、わが国の将来の発展に資する優秀な人材を育成すること及び産業全体の発展に貢献することを目的としております。
3. 当社は同財団の活動を支援する為に寄付を行っており、寄付は取締役会の承認に基づき決定しております。
4. 当社の配当金によって同財団の活動原資を拠出するための第三者割当による自己株式の処分(100万株100万円)を行っております。なお、1株1円という発行価額は有利発行に該当することから、2018年6月19日開催の第54期定時株主総会の承認を得た上での発行となっております。

(2) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称又は氏名	資本金又は出資(百万円)	事業の内容及び職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	PT.NAGAWA INDONESIA INTERNATIONAL	23	一般建築の設計・施工及び仮設ユニットハウスの生産・販売	所有直接67.0	役員の兼任資金の貸付	-	-	関係会社短期貸付金	70
						-	-	関係会社長期貸付金	165
						利息の受取	1	-	-
子会社	NAGAWA OY CONSTRUCTION Co.,Ltd.	27	一般建築の設計・施工及び仮設ユニットハウスの生産・販売	所有直接49.0	役員の兼任資金の貸付	運転資金の貸付	128	関係会社長期貸付金	128

種類	会社等の名称又は氏名	資本金又は出資(百万円)	事業の内容及び職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社 (注) 4	NAGAWA (THAILAND) Co.,Ltd.	465	仮設ユニットハウスの生産・販売及び仮設ユニットハウス原材料の輸出入業務	所有 直接 96.4	役員の兼任 資金の貸付	利息の受取	2	-	-
						増資の引受	440	-	-
						貸付金の回収	430	-	-
関連会社	株式会社 ホワイ	19	運送取扱業及び石油製品の販売・設備工事等	所有 直接 47.4	燃料の購入 役員の兼任	敷鉄板等のレンタル	4	受取手形	1
						ガソリン・軽油等の購入	14	買掛金	0

- (注) 1. 「取引金額」には消費税等は含まれておりません。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針
いずれの取引も、当社と関連を有しない他社との取引と同様の条件によっております。
3. 子会社の貸付については、以下のとおり、引当金を計上しております。
貸倒引当金繰入額50百万円、貸倒引当金残高181百万円
4. 清算結了したことにより関連当事者に該当しなくなったため、関連当事者であった期間の取引を記載しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|------------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 2,790円39銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益金額 | 178円80銭 |

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年5月27日

株式会社ナガワ
取締役会 御中

E Y 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	阪中 修 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	根津美香 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ナガワの2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ナガワ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年5月27日

株式会社ナガワ
取締役会 御中

E Y 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	阪中 修 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	根津美香 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ナガワの2018年4月1日から2019年3月31日までの第55期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第55期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保する為の体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
 - ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
 - ① 会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
 - ② 連結計算書類の監査結果
 - ① 会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月31日

株式会社ナガワ 監査役会

常勤監査役 多田俊雄 ㊤

社外監査役 鳥海隆雄 ㊤

社外監査役 本橋信隆 ㊤

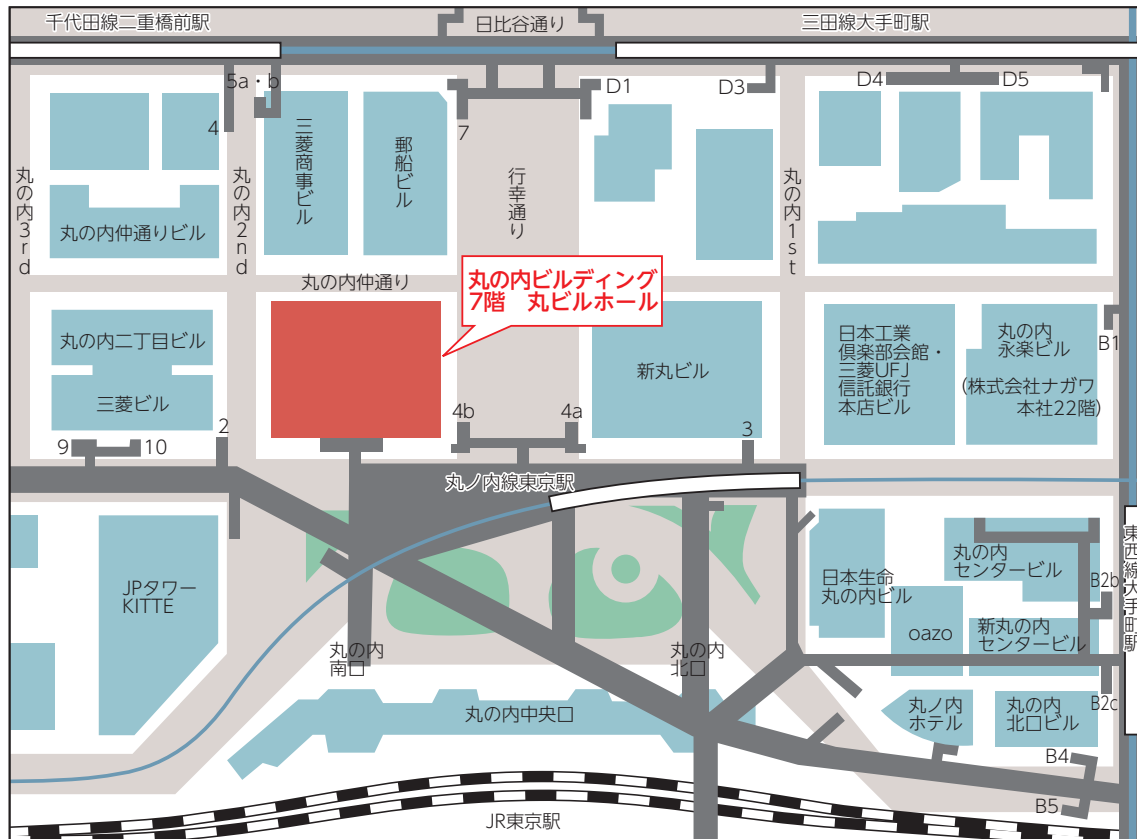
以上

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 18 lines.

株主総会会場ご案内図

東京都千代田区丸の内二丁目4番1号
丸の内ビルディング7階 丸ビルホール



■ アクセス

- ・ JR「東京駅」下車、丸の内南口より徒歩約1分、丸の内中央口より徒歩約2分
- ・ 東京メトロ丸ノ内線「東京駅」より直結、徒歩約2分
- ・ 都営地下鉄三田線「大手町駅」下車、7番出口より徒歩約2分
- ・ 東京メトロ千代田線「二重橋前駅」下車、5a・5b出口より徒歩1分

◎駐車場の準備はいたしておりませんので、ご了承くださいませようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。